

50 地域特産作物・希少疾病等用生産資材の確保

【115(30)百万円】

対策のポイント

- ・ 地域特産作物への農薬の適用拡大を加速化するため、必要な試験の実施等を支援します。
- ・ 海外悪性伝染病や、市場規模が小さい家畜等（ミツバチ、養殖魚等）に対する動物用医薬品の開発及び供給を促進します。

<背景/課題>

- ・ 地域特産作物への農薬の適用拡大を加速化するためには、試験実施に係る技術的課題を解決する必要があります。
- ・ 口蹄疫等の迅速診断薬や養殖魚のワクチンといった希少疾病等の防疫に必要な動物用医薬品の供給を促すため、これらの開発を支援する必要があります。

政策目標

- 地域特産作物への農薬の適用拡大に必要な試験の実施等を支援し、平成29年度までに400件の農薬の適用拡大を実現
- 希少疾病等の対策に必要な動物用医薬品の承認申請を促進

<主な内容>

1. 地域特産作物への農薬の適用拡大加速化（新規） 35（－）百万円

農薬の適用拡大の取組に当たって、作物由来の成分により試験が困難となる等の技術的な課題等が生じている地域特産作物について、「農薬の適用拡大に必要な試験方法の確立、薬効・薬害等の試験実施等」への支援を行います。

（ 補助率：定額
事業実施主体：民間団体等 ）

2. 希少疾病等用動物用医薬品の承認申請促進（拡充） 80（30）百万円

海外悪性伝染病や、飼育数が少ない家畜等の疾病に対する動物用医薬品（診断薬・ワクチン等）について、安全性や有効性の試験など承認申請に必要な試験実施への支援を行います。

（ 補助率：定額
事業実施主体：民間団体等 ）

お問い合わせ先：

- 1の事業 消費・安全局植物防疫課 (03-3502-3382 (直))
- 2の事業 消費・安全局畜水産安全管理課 (03-3502-8097 (直))